様式第１号（第５条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

長泉町認可外保育施設保育料助成金交付申請書

　長泉町長　　様

　　　年　　　月　　　日

申請者　　住　　所

氏　　名

（署名し、又は記名押印してください）

電話番号

　長泉町認可外保育施設保育料助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

　なお、助成金の交付決定のため、世帯の住民登録資料及び課税資料、その他関係資料について各関係機関に調査、照会又は閲覧することを承諾します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 児童の生年月日 | 年　　月　　日 |
| 児童の氏名 |  |
|
| 利用施設名 |  | 利用施設の所在地 |  |
| 利用の区分 | 　　　　　月極契約 　　　・　　　 定期契約 　　　・　　　 一時預かり |
| 利用期間 | 　　　　　　　　　 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 利用月 | 利用時間 | 利用日数 | 利用者が施設に支払った保育料 | 施設等利用費として受ける額及び雇用者等からの補助金の額 |
| 　年 　月 | 午前 ・ 午後　　時　　分から午前 ・ 午後　　時　　分まで | 日 | 円 | 円 |
| 　年 　月 | 午前 ・ 午後　　時　　分から午前 ・ 午後　　時　　分まで | 日 | 円 | 円 |
| 　年 　月 | 午前 ・ 午後　　時　　分から午前 ・ 午後　　時　　分まで | 日 | 円 | 円 |

【備考】

⑴　月極契約は、原則として、利用日及び利用時間が１日当たり６時間以上かつ１月当たり12日以上となる契約をいいます。

⑵　定期契約は、原則として、利用時間が１月当たり72時間以上となる契約をいいます。

⑶　一時預かりは、月極契約及び定期契約を除く契約で、原則として、利用時間が１日当たり４時間以上の契約をいいます。

⑷　保育料は、施設に支払った費用（入園料、給食費、延長利用料、教材費、施設費、暖房費、通園バス利用料及びその他雑費等を除く。）をいいます。

⑸　要綱第５条に定める書類（利用証明書兼保育料納入済証明書等）を添付してください。